

平塚市博物館研究報告『自然と文化』第四十一号 抜刷（二〇一八年三月）

維新时期相模国における治安と「関東取締出役」

早田旅人

維新时期相模国における治安と「関東取締出役」

早田 旅人*

はじめに

関東取締出役は成立期から天保期、開港期までの研究蓄積は豊富だが、幕末維新时期の実態については不明な点が多い。慶応三年（一八六七）末の討幕派勢力の擾乱工作に対する関東取締出役の活動については、相模国を中心とした広域治安連携の実態を明らかにした中根賢の詳細な研究があるものの、慶応四年の関東取締出役については、出役が廃止される重要な時期であるにもかかわらず、管見の限り牛米努の研究以外に見当たらない。

牛米によれば、関東取締出役は慶応四年閏四月以前の廃止が確認できるが、その後も「関東御取締御出役」を名乗る者が出現するという。その一つは四月に相模国でみられる「元」関東取締出役で、組合村の取締には応じず個別の盗難事件に関してのみのために廻村し、実態は代官に付属して活動する手附・手代であったという。もう一つは五月に多摩地域でみられる「隠密取締出役」で、勝海舟により派遣され、旧幕府脱走隊の探索を主任務としたという。いずれも史料上では「関東御取締御出役」を名乗って活動するが、従来の関東取締出役とは異なる出役であるとしている。

ただ、後述のように相模国では牛米の紹介する「関東取締出役」も含め、新たに「関東取締出役」を名乗る者が登場し、その活動には牛米の指摘する範囲を超えた、従来の出役と同様な取締活動もみられる。たとえ従来の出役と出自や構成が異なる者であっても「関東取締出役」を名乗り、取締活動を展開していることの意味を考えることは、本来の関東取締出役の意味を考えるうえで重要と思われる。そこで、本稿では慶応三年一二月から翌年にか

けて確認される相模国を中心とした関東取締出役の活動について、「関東取締出役」を名乗る者の活動も含めて明らかにし、その意味を考察することを目的とする。

一 関東取締出役と治安

1 関東取締出役の職掌の展開

文化二年（一八〇五）に設置された関東取締出役は、当初、廻村を通した悪党・無宿人の捕縛を任務としていた。また、文政一〇年（一八二七）に改革組合村が組織されると、祭礼簡素化等の風紀取締・儉約奨励、農民教諭、農間渡世調査による村方商人の把握・統制、村の荒廃や奢侈化抑止をはかる物価統制など、その任務を拡大していった³。

その後、天保期には百姓一揆を誘引する米価高騰の抑制、米価高騰に結びつく酒造の抑制、さらに困米の奨励など、一揆・騒動抑止を念頭に置いた経済統制を展開させ、職掌をさらに拡大させていった³。

このような職掌の拡大と意味の変化の延長上に、開港期の関東取締出役の政策が展開される。その顕著な政策が治安政策である。

2 「別段取締」体制

安政六年（一八五九）六月の横浜開港にともない、横浜周辺には外国人の

* 平塚市博物館

居留地・遊歩地が設けられた。しかし、このことが尊攘派浪士による外国人殺傷事件を誘発し、諸外国から激しい抗議を受けた幕府は、その対策に迫られることになった。

そこで、幕府は横浜に関門・番所を設置し、安政七年（一八六〇）二月には関東取締出役を保土ヶ谷宿に常駐させた。さらに関東取締出役の指揮のもと「別段御取締」として、多摩川・鶴見川・相模川の渡船場・橋、東海道・矢倉沢往還・中原街道の交通の要所などに見張番屋を設置させ、尊攘派浪士や不審人物を取り締った。「別段取締」体制^①見張番屋体制の成立である。見張番屋では村役人・道案内・番非人などを五・六人ずつ詰めさせ、異変の起った際にはあらかじめ定められた周辺村々から動員させる体制を整えた。なお、同年、関東取締出役は、開港にともなう穀物価格の高騰に乗じた治安混乱抑制のため、相模湾岸からの穀物の津留も命じている。さらに翌年には、浪士の村々における金策活動を背景に、その措置として浪人・無宿体の者の捕縛と、手に余る場合の殺害も指示された。

関東取締出役の活動は、治安維持・経済政策として展開されていても、その目的は身分統制、あるいは「風俗」取締であり、天保期以降の職掌拡大は「教諭」レベルでの拡大であると考えられている。しかし、開港以後の関東取締出役は、外国人の遊歩と尊攘派浪士の横行という状況のなかで、その活動のもつ意味の比重を、身分統制・「風俗」取締から「別段取締」体制^②見張番屋体制として具現化される治安維持へとシフトさせていったと考えられる。

ただ、見張番屋の普請や捕物道具の費用、その他見張番屋に必要な灯油・蠟燭などの諸雑費、見張番屋の手当などは寄場組合の負担となった。そのため、歎願により万延元年（一八六〇）七月には一部の見張番屋が廃止され、慶応三年（一八六七）六月には横浜町に関門・掘割ができあがったことや攘夷熱が冷めたという理由で見張番屋は廃止された。しかし、見張番屋廃止後も異変の際の奉行所への注進や人足動員、緊急時の手筈を整えておくべきことなどは指示されており、「別段取締」の意識そのものが否定されたわけではない。関東取締出役と地域は、かかる流れのなかで明治維新を迎えることとなった。

二 幕末の擾乱と関東取締出役

1 薩摩藩邸焼き討ち事件後の対応

慶応三年（一八六七）二月一五日、薩摩藩邸浪士隊による荻野山中陣屋焼き討ち事件が発生し、二〇日には一日の出流山での浪士隊鎮圧への報復として関東取締出役宅が浪士隊に襲撃され、さらに二三日には江戸市中の警戒にあたっていた庄内藩屯所が浪士隊に銃撃された。これら薩摩浪士隊の挑発を受けて、二五日、庄内藩兵らによって薩摩藩邸が焼き討ちされた。藩邸を焼き討ちされた浪士の一部は品川に停泊する薩摩藩の運搬船翔鳳丸で逃走したが、浪士の多くは陸路西上したという。

これにより二五日、関東取締出役吉田鄰助は戸塚宿から小田原宿までの組合村々に浪士追討令を発し、関東取締出役の浪士捕縛活動が展開された。^③

また、二六日には江戸府内出口の千住・岩淵・品川・内藤新宿・板橋に関門が設けられた。二七日にはその運用方法として、①主人・重役からの断書を持たない武士と村・町役人の添書を持たない百姓・町人の通行禁止、②関門での断書・添書の取調べと切手の交付、切手を持たない旅人の旅宿禁止、③取調べを拒否する者・無理に通行する者・切手不所持者の捕縛と抵抗時の切り捨て、が指示された。薩摩浪士隊ら武力討幕派勢力を警戒した措置といえる。

これにともない、慶応四年一月六日、関東取締出役は関門通行のための印鑑配布について次のように寄場へ指示した。

市在取締のため、御府内出口江関門御取建相成、別紙之通御書付出候

間、旅人止宿等之差引合印鑑、寄場壱ヶ所二付、拾八枚宛相渡候

一大小惣代・寄場役人・道案内之者共御用ニ付往返いたし候節者、御関所并止宿関門通印鑑、寄場壱ヶ所二付先拾枚宛相渡候間、御用之節者右印鑑所持、往返可致候、尤不足之分者追々可相渡候

一馬喰町御用屋敷詰之分、御代官方も御用出之者印鑑所持いたし候間、為心得寄場江右引合印鑑壱枚宛相渡候

右之通相心得、寄場壱ヶ所二付、引合印鑑拾八枚、通印鑑拾枚ツ、請取、寄場下江令請印、残り印鑑相添、刻付ヲ以早々順達、留より吉田鄰助方江可被相返候、以上

辰正月六日

関東御取締出役印¹⁵

一之宮村
右寄場

役人・惣代中¹⁶

配布される印鑑は三種類で、寄場一か所につき、①旅行者が止宿の際に携帯する切手と照合するための「差引合印鑑」が一八枚、②組合村関係者が公用の通行・止宿の際に携帯する「通印鑑」が一〇枚、③馬喰町御用屋敷詰代官方から出張する役人が所持する印鑑と照合するための印鑑が一八枚であった。これらの印鑑の照合により不審者の取締強化を図ろうとしたのである。

2 戊辰戦争の勃発と関東取締出役

慶応四年正月三日、鳥羽伏見の戦いが起こると、一〇日、関東取締出役中村政平・百瀬章蔵は、寄場村々に旅人止宿時の取調べ、不審者捕縛、見張所設置を指示した。

当今之御時節、御取締向之義、其筋御沙汰之趣も有之候間、街道筋・脇往来止宿之旅人、名前・住所得と承り札、今般御触之趣ヲ以止宿為致、怪敷もの者捕押置、住進可致、川筋渡船場者見張所差出し置、同様取計、海岸之場所者乗船・上陸取締方厳敷可被取計候、追々自分共廻村之上可申渡候得共、先不取敢相違候、大小惣代・寄場役人申合、組合村々役人共江申談、無手抜様可取計候、此廻状寄場下令請印、刻付ヲ以急速順達、留可被相返、以上

関東御取締出役

辰正月十日

中村政平印

百瀬章蔵

厚木村

伊勢原村

曾屋村

田村

また、吉田鄰助はこれに追伸し、止宿

者の地頭姓名・出身国住所・名前の帳面への記録、渡船場への見張りの設置、作場渡しの禁止、薩摩藩脱走人の江戸府内再進入への警戒を指示し、村々に不審者の取調べと捕縛を命じた。寄場村々はこれに請書を提出し、実施のため申し合せをおこなった。ここに、川筋での「見張所」設置といった「別段取締」体制に見張番屋体制が復活した。薩摩藩邸焼き討ち事件に続く鳥羽伏見の戦いを発端とした、旧幕府と討幕派勢力の緊張による措置といえる。

さらに正月一日、関東取締出役は鳥羽伏見の戦いについて薩摩藩の罪状を列記した触書を高札場や村役人宅前へ掲示することを命じ、あわせて潜伏する「薩賊余党のもの」の捕縛・討殺しを指示した。これを受けて一八日、曾屋村組合では鉄炮の準備と急変時の持参・半鐘の合図・見張所の設置を定めた組合議定を作成している。なお、この時、関東取締出役の持場が改変されたようである【表1】。

しかし、二月二日、徳川慶喜が寛永

【表1】慶応4年の関東取締出役の持場

管轄	担当者	備考
在江戸	吉田鄰助・廣瀬鐘平	諸方御用心通達／差掛りの節は出張
東海道・甲州道中	百瀬章蔵・中村政平	
甲州道中～日光御成道	内山左一郎・杉本鄰次郎	東海道が不手廻りの際は両名の内から助け合う
日光道中	関口斧四郎・望月善一郎	不時見廻り／利根川・荒川上流は国掛りが担当
房総	吉田徳平治・木村信一郎	持場限り廻村
常総	太田源太郎・遠藤鎮八	
野州	中川孫市・渡辺慎次郎	
上州	木村穡蔵・鈴木角次郎・鈴木□之進	

※慶応四年「御用留」（平塚市博物館寄託義島家文書No.168）より作成

寺に謹慎して新政府に恭順の意を示すと、同月、関東取締出役は正月一日に掲示を指示した薩摩藩の罪状列記の触書の撤去を指示した。そして、これ以後、相模国では関東取締出役の活動が見られなくなる。彼らは「御慎身之由」と伝えられており、謹慎していたようである。さらに、閏四月には「今般関東御取締出役御廃止相成候」旨が伝えられており、関東取締出役は閏四月以前には終焉を迎えたと考えられている。

3 江戸開城前の相模国における治安状況

慶応四年正月から江戸開城前の相模国における治安状況を概観したい。正月二七日、曾屋村組合が関東取締出役中村政平へ大住郡土屋村（平塚市）での強盗事件を届け出た。

差出申御届ケ書之事

一 当正月廿四日、土屋村名主重右衛門、地頭所御用ニ付出府、帰宅旁居候得共未休不申候処、其夜九ツ時浪人体之者老人抜刃之刀を持、表口之戸明、重右衛門居候場所江近参り、長州萩藩ニ候得共、我等三人運ニ而来り候、軍用金可差出旨申掛候ニ付、地頭半高御上金ニ有合之金不残納候故持参無之旨種々申訳仕候得共、全口抜刃を振上威候ニ付、有合之金子式拾両余差出し候処、承知不仕、酒造見せ江案内可致旨申候ニ付、案内之義迷惑之趣相断候得者、火を付候様申候ニ付、無余義案内仕、酒造見せ有合之金子拾両余差出し候得共、右二者不足之由申候ニ付、金子者無之、跡者銭計り有合之由申候ニ付、右金両様取調、包封いたし相渡候様、左なくて八頭方江相渡候節差支ニ相成候と申ニ付、包封いたし、金三拾九兩三分卜書印相渡申候、其外衣類諸品一切盗行不申候、右金請取送り可申旨言付候ニ付、村境迄見送候処、金目村道江行道を駈行申候

(中略)

右之通御注進奉申上候、以上

相州大住郡曾屋村組合

慶応四辰年

寄場 名主 兵八

正月廿七日

同 同 八重蔵

土屋村

大惣代 名主 宗次郎

関東御取締御出役

中村政平様

土屋村名主宅へ長州藩を名乗る抜身の刀を持った浪人体の者が押し入り、「軍用金」名目で二〇両余を脅し取った。さらに放火を示唆して酒造店へ案内させ一〇両余を脅し取り、包封に三九両余三分と書印させて逃走したという。長州藩関係者を名乗り、放火を示唆して「軍用金」を脅し取る手口は、前年の荻野山中陣屋焼き討ち事件の薩邸浪士隊と同じであり、同隊関係者か事情を知る者の模倣犯の可能性がうかがえる。

また、二月二日には次の廻状が村々を駆け巡った。

大急竹挾を以申上候、今朝、浦之郷村江薩州浪人六七百人上陸いたし、今、当宿江参り候申、同村役人急通達有之、大心配仕候、依之御下御役々様江、無急口被仰上可被下候、事実相糺、尚追々可申上候、取急申上度宜敷御承知可被下候、以上

藤沢宿 役人

辰二月二日

巳上刻 平塚宿 御役人中

前書之通、藤沢宿方申越候間、不取敢及廻達候、以上

辰二月二日

平塚宿 問屋 孫左衛門

午中刻 田村・伊勢原・曾屋

御役人中

御惣代中

二月二日朝、三浦郡浦之郷村（横須賀市）へ薩摩浪人六〇〇〜七〇〇人が

上陸し、藤沢宿へ向かっているとの情報が浦之郷村役人から藤沢宿へ急報された。藤沢宿では「大心配」し、事実を調べたうえで続報する旨を平塚宿へ伝えるとともに、管下の役人への通報も依頼している。平塚宿は即日、田村・伊勢原・曾屋の各寄場へこの旨を廻達した。浦之郷村への薩摩浪人上陸の事実は確認できないが、未確認情報であっても村々へ急報して情報共有を図ろうとする様子からは、戊辰戦争にともなう地域の治安の動揺に対する村々の切迫した不安がうかがえる。

さらに、二月一四日には、旧幕府歩兵隊が大住郡堀沼代村（秦野市）へ到来する事件が起きた。

以急廻状得貴意、然者御府内三番町八番組歩兵之由二而百拾六人銘々小脇差を帶し、劔鉄炮背負ひ、小田原領矢倉村^{（今倉村）}役人案内ニ引連、昨十四日昼七ツ時頃、当組合内堀沼代村名主豊八方江参り申聞候二者、我等甲州御城内御固ニ出張いたし候処、仲間われいたし、頭分も無之罷越、是より御府内江帰り候二付、一泊致度由二付、様子者相分候得共、無抛旅宿案内仕候処、別段無心等之義者無^{（無）}、併当節如何之義ニ可有之候哉、弥心配仕、追々探索仕候処、甲州二而口論二而もいたし候哉、跡一兩人追駈参り、昨夜下案内密掛合行届候様子二而、今朝堀村出立、昨日参り候路江引返し模様ニ御座候、此段不取敢御通達申上候、尚又変ル儀も有之候ハ、早速御沙汰可申候、此廻状早々御順達可被下候、已上

辰二月十六日

曾屋村役人

「劔鉄炮」で武装した旧幕府歩兵隊の三番町八番組歩兵一六人が矢倉沢村（南足柄市）より堀沼代村名主宅へ到来した。彼らは甲府城警固への出張途中で仲間割れし、「頭分」もなく江戸へ帰る途次であるとして宿泊を願った。無心などはなかったが、名主が「当節如何之義ニ可有之候哉、心配」していたところ、後から一兩人追いかけて来て翌朝、引き返すことになったという。当時、勝海舟により解体された旧幕府歩兵が軍事的要所である甲州へ向かい、甲州街道沿いでは彼らによる略奪・狼藉・乱暴が多発していた。堀

沼代村では乱暴はみられなかったようだが、その余波が大住郡へも及んでいたことがうかがえる。

慶応四年正月から江戸開城までの時期、相模国では前年の荻野山中陣屋焼き討ち事件に続き、正月～二月初旬ころまでは薩摩・長州ら討幕派勢力やそれらを騙る者の乱暴が見られ、二月中旬以降は旧幕府勢力やそれらを騙る者の乱暴への懸念も加わったことがうかがえる。この時期の御用留類には多くの強盗事件が記録され、相模国では「当春已来非常之御時節ヲ附込、無宿・悪党共跋扈」が訴えられていた。地域社会は戊辰戦争期の権力空白状況下で、前年末に続き治安悪化の脅威に悩まされる日々を送っていたと考えられる。

三 江戸開城後の「関東取締出役」

1 治安悪化の「恐怖」と「関東取締出役」渴望

慶応四年（一八六八）四月一日の新政府への江戸城明け渡し以降も、相州村々は治安悪化に悩まされていた。戊辰戦争勃発以来、相模国では「悪党・無宿」らが「抜刃を以農家江押込、金銭・衣類奪取」「鎗・鉄炮を携、毎夜四五ヶ所宛押込、炮発又者殺害」に及んでいるといい、さらに「右悪風を見習、農民共蜜々党ヲ集メ、押催等可致悪意を發し候者も有之哉、旁以恐怖仕候」と「農民」への悪影響も懸念され、地域は「恐怖」に包まれていた。かかる状況に村々も申し合わせて「夜中見廻り方」をおこなうが、「実防之いたし方無之」と効果は上がらず、「宿駅江遁住いたし候もの有之当惑心痛」「貧福之無差別夜分者一同不寝番いたし、追々精身勞果」と疲弊が募っていた。

こうしたなかで、新政府軍に治安対策を求める動きが地域のなかから現れる。その一つが四月上旬の高座郡栗原村（座間市）名主弥七による東征軍参謀への取締の出願である。これは同村の弥市宅での盗難事件に端を發したもので、この結果、代官松村忠四郎に「御取締御掛り」が命じられ、手附で元関東取締出役の木村信一郎・内山左一郎・中川孫市の廻村が実現した。彼らの廻村は四月一六日に確認できるが、その際彼らは「関東御取締出役」を名乗り、相州村々ではこれを「一般之御取締 被下置候儀与難有安堵罷在候」と喜んだ。しかし、松村はこの廻村について「今般手附出役為致候者、右弥

七願之外余事を關係いたし候儀ニ無之」と栗原村弥市の盜難事件に限定した取締であると説明し、さらに「一般之御取締」を求める村々の願いについては「御料・私領入会之義ニ付（中略）御取上ケ難被遊」と拒否した。この「関東取締出役」は、牛米努が指摘する「代官の手附・手代として活動していた『元』関東取締出役」であり、彼らの廻村・取締活動は特定の個別事件以外や「御料・私領入会」に関わる案件に關与するものではなかつた。これに相州村々は「殆当惑」と失望した。

一方、栗原村名主弥七の東征軍参謀への出願と同じころ、深谷村組合の寄場役人も、新政府軍の人馬継ぎ立て手配のために川崎宿へ出張していた江川代官手代駒崎清五郎に取締へ向けた働きかけを行っていた。次の史料はその経緯を厚木町組合の寄場役人に伝え、取締実現に向けた出願への参加を呼びかける書状である。

從川崎宿啓上仕候、然者当春以來押込強盜多く、既二人命ニ抱候義有之、一同及難儀、片時も難捨置ニ付、江川様御手代右宿御詰合駒崎清五郎様江相伺候處、今般御官軍方江御繰込ニ付、御用御掛り御代官江川様始メ外六人様方被仰付有之候ニ付、駒崎様明日御同伴、右御代官七人様御評談之上、其御筋江申上、御締向御主法被下置候旨被仰聞候、就者相州一般之願ニ致度候様内密御差図被為有候間、其御組合者勿論、一之宮・田村・伊勢原・曾屋・山西組合方御談示一同加り御出願相成候様御取計可被下候、尤手配之方江御同勤江御談置、早速御出府万端御周旋被下度奉願上候、拙者共廻り先之儀者柴井町植木屋藤兵衛方江御尋被下候ハ、相分候様致し置可申候、願書下案入御覽候、委細大谷村治兵衛方御都合可被下候、頓首

川崎宿出先

深谷村 彦左衛門

中新田村 彦三郎

田所新九郎様

高梨与右衛門様

溝呂木邦蔵様

外御同勤中様次第不同

早々戸塚宿・藤沢宿之儀者拙方申上置候間、此段申上候³⁶

これによれば「当春以來押込強盜多く、既二人命ニ抱候」といった切迫した治安状況への対策について、深谷村組合寄場役人の彦左衛門らが江川代官手代駒崎清五郎に相談したところ、江川ほか七代官の評議により「其御筋江申上、御締向御主法」を下されるといわれたという。ただ、取締に向けた出願を「相州一般之願」にするように「内密差図」を受けたとして、深谷村組合寄場役人は、戸塚宿・藤沢宿・厚木町の各組合寄場役人へ出願への参加を呼びかけるとともに、厚木町組合に一之宮・田村・伊勢原・曾屋・山西の五組合へ出願参加の呼びかけをしつてくれるよう求めたのである。

この呼びかけを受け、厚木町組合の寄場役人は四月一五日、五組合へ出願への参加を呼びかけた

以廻状得御意候、陳者当春中已來ハ強賊悪党共立廻り、所々押込、金銀衣類等奪取、剽切害被致候者茂有之候、然ル所、当節之場合ニ而者是迄之通御締も相立不申、追々暴行及増長、此儘捨置候而者昼夜安心不相成、防等手段果御同前心配罷在候、依之当組合者近々

御官軍方江御締筋奉出願度心得ニ御座候處、深谷村組合惣代江別紙之通被申越候間、幸同意仕候得共、右難波者一般江相抱り候義、深谷・厚木二組相離れ候而も如何ニ付、此段御打合申上候、有無御挨拶承り度候、彦左衛門出府先江否申遣候間、取急御相談之上御返事可被下候、以上

厚木町

寄場役人

辰四月十五日

伊勢原村

曾屋村

山西村

田村

一之宮村

厚木町寄場役人は「当春中已来ハ強賊悪党共立廻り、所々押込、金銀衣類等奪取、利切害被致候者茂有之」との治安悪化と、「是迄之通御締も相立不申」といった治安維持策の不全を述べ、その「難渋者一般江相抱り候儀」であるとして、寄場村々に新政府軍に対する「御締筋」出願への参加を呼びかけている。治安悪化が相州全体に共感・共有できる問題であるとの前提に立つて記述されていることに注目したい。また、翌一六日には、この呼びかけを受けた一之宮村寄場役人が「御締向相立候様其筋を御内意之趣等も有之、取急キ御村々江御相談之上御締向相立一同安心仕度候」として、管下村役人に参集を求めたことが確認できる。

この呼びかけの成果であろう、四月二四日、「戸塚宿大磯宿迄助郷相州高座郡外四郡村々小前・村役人惣代」により参謀あての願書が提出された。

この願書では「当今之場合、寄場々々江不絶御出役之上、強盜共手配者勿論、村々御鎮撫之御教示被成下置候ハ、平穩ニ相成、莫大之御仁恵」と、「出役」の広域・常時廻村による強盜手配・教示を求めており、関東取締出役的な者による治安維持への渴望がうかがえる。

この願書を受けた新政府軍参謀は願意を聞き届けたとして、四、五日後の再出頭を命じた。しかし、「強盜共弥増、村々為及難儀候ニ付、片時も早く御取締奉願上呉候様」と村々が嘆いているとして、二六日、惣代は「早速御出役之上、強盜共手配并組合村々人氣不騒立候様御教示被成下置度」との追願書を提出した。日を置かずに取締を催促する追願書の提出からは、相州村々の治安に対する切迫した危機感と関東取締出役的存在への渴望の強さがうかがえる。

2 「関東取締出役」の復活

「出役」の広域・常時廻村による治安維持を求める相州村々の願書を受け、新政府軍参謀は「是迄通り関東御取締御出役様方早々御廻村被成下置候間、其旨可存」と回答し、代官多羅尾織之助手附藤尾乗平が村々に取締の見込みの上申を求めた。これに対して惣代は、強盜については「御取締御出役様方

不絶御廻村被成下置候ハ、自然相止可申」、「窮民」の「押借等」についても「寄場々々江御廻村之上、御取締向是迄之通り可相心得旨御教示被成下置候ハ、鎮静相成可申」と、いずれも出役の廻村・教示による治安維持を提案した。また、重罪者の圈預けの拒否とその場での仕置の許可も求めており、これは「乱妨之愁」に「圈襲撃の危険性の回避と、「圈入用等も相掛不申」に「経費節減を図る提案といえる。

かかる経緯を経て閏四月六日、「関東御取締御出役木村信一郎様厚木町江御廻村」と、再び「関東御取締御出役」を名乗る木村の廻村が実現した。翌日、深谷村（綾瀬市）名主彦左衛門ら出願の惣代らは連名で「関東内御取締向之義者、是迄之通被仰渡候」との通知を村々へ出している。また、大住郡坂本村（伊勢原市）の宮大工手中明王太郎も「閏四月七日、八州出役、官軍より申付候風聞、廻村致候、依之十九日、式拾五村、いせ原村より廻文、依之廿日、其村々重役一人ツ、寄場村糶やへ出張ニ相成申候」と木村の廻村とそれにもなう村役人らの伊勢原への参集を記録している。明王太郎は「閏八州御取締御参分方御代官松村忠四郎手代木村信一郎相州寄場廻村」とも記しており、厚木村と伊勢原村以外の相州の寄場への廻村もうかがえる。また、この廻村について「入用七十両いせ原割合十両」とも記され、寄場組合ごとに費用分担がなされたようである。

木村の伊勢原村への廻村は閏四月二三日に確認できる。その際「今般関東御取締御出役木村信一郎様被遊 御廻村組合内取締向之義被仰聞候ニ付、組合村々一同申合取締向之義者左之通」として「組合村々取極」を作成させている。

組合村々取極控

今般関東御取締御出役木村信一郎様被遊 御廻村組合内取締向之義被仰聞候ニ付、組合村々一同申合取締向之義者左之通

一 当官軍御通行有之候節、其村々二人馬差支候節ハ、其隣村方江頼合、早々人馬差出し候様一同相心得
右入用方之儀組合割合可致候事

一 当節盜賊悪党共立廻り候節は、竹鎗并柄物を携、一同申合召捕方可致候、若手余り候ハ、打殺候共不苦、右入用方之義者組合一同高割合可致候事

一 右体之節相図之義者、早鐘早拍子木貝等を以相知らせ候ハ、兼而相渡置候木鎗鉄炮等ヲ相携、目印之挑燈持参早々可罷出候事
前書之通、被仰渡承知奉畏、仍之調印仕候、以上

慶応四年

小前一同

閏四月廿三日

調印

御役人中^⑥

これには新政府軍への人馬提供のほか、盜賊の捕縛と討ち殺しの許可、非常時の「早鐘早拍子木貝等」による報知と鎗・鉄炮・目印の提灯を携帯しての参集といった治安維持に関わる取り決めが定められている。また、治安維持の項目とならんで冒頭に新政府軍への人馬提供が挙げられていることから、治安維持のいわば「鉛」と引き換えに新政府軍への協力を引き出そうとする意図がうかがえる。新政府軍にとって「関東取締出役」には、地域に入り込んで新政府軍への協力を引き出させる意味もあったと思われる。

こうした木村の廻村からは、個別事件への対応を越えた広域の取締活動がうかがえる。すなわち、地域の治安を渴望する相州村々の運動により、単なる「代官の手附・手代として活動していた『元』関東取締出役」を超えた活動をおこなう「関東取締出役」が復活したのである。江川ら旧幕府代官の指導を受けた相州住民の運動により新政府軍が動いた結果と思われる。なお、閏四月一六日、東海道総督府は松村ら四代官へ「其方支配関八州廻り方之者共、追テ可被 仰出儀モ可有之候得共、当今之処、如先前日夜為見廻、厳確取締可申付事^④」と出役の廻村・取締りを命じたが、この一連の動向と関係した指示と考えられよう。

3 復活「関東取締出役」の免職と軍監「相模国取締方」

五月八日、旧幕府遊撃隊の鎮撫と小田原藩の監視のため、小田原へ軍監中井範五郎・三雲為一郎が派遣され、一八日、次の廻状が触れ出された。

廻状を以得御意候、しかれば先般御打合申上候御取締向之義、其後御出役様方御役御免ニ相成候趣三付、猶今般拙者共出府席御参謀方江奉願上候処、速ニ御採用左ニ

相模国取締方

因州藩

中川半五郎様

佐土原藩

三雲為一郎様

右御両方様当分之内小田原へ定御出役、諸事関係相成候間、国内御取締向之儀も右方へ申立候様組々江可申通旨被仰渡候、依之種々御打合之上、見込之処申立度儀御座候間、乍御苦勞来ル廿二日厚木町万年屋平兵衛方へ御出会被成下度奉願上段、此廻状早々御順達、留り方御返し可被下候、以上

深谷村

名主彦兵衛

厚木町

同与右衛門

五月十八日

一之宮村

藤沢宿

右寄場

御役人中様

大小惣代中様^⑦

これによると「御出役様方御役御免」とあり、理由は不明だが、復活した「関東取締出役」木村信一郎はこれ以前に免職されていたようである。そこで深谷・厚木・一之宮・藤沢の各寄場役人らの相談のうえ、深谷・厚木の両名主が出府して「御取締向」について参謀に相談した。免職された「関東取締出役」の代替となる治安維持策を求めたのであろう。願意はすぐに聞き届

けられ、軍監の中井・三雲が「相模国取締方」に就任したとのことである。「国内御取締向」は中井・三雲に申し立てるとあり、見込みの上申のため厚木への参集を呼びかけている。ここから村々では中井・三雲は「関東取締出役」の代替と認識されたことがうかがえる。

軍監の中井・三雲が「相模国取締方」に就任した理由は明らかではないが、反新政府勢力の鎮撫とリンクさせた治安維持が模索されていたのであろう。しかし、五月二〇日、中井が遊撃隊に殺害され、三雲が小田原から逃走したために軍監による「相模国取締方」は破綻した。

4 「隠密取締出役」の登場

小田原へ中井・三雲両軍監が派遣される少し前、多摩地方に「関東御取締出役」を名乗る人物が現れた。矢沢梅干之助・小川恭介・三浦乾之助・吉川要之進の四名である。閏四月二十九日の拜島村(昭島市)滞在を初見に、一六日まで多摩地方での廻村・活動が確認できる。一六日には仁義隊脱走者の捕縛を命じており、関東取締出役を名乗ってはいるが、蔵敷村(東大和市)名主李左衛門はこれを「隠密取締出役」と記している。なお、「隠密取締出役」とは正式職名ではなく、李左衛門がその活動内容を察してつけた名称と思われるが、本稿では他の「関東取締出役」と区別する便宜上、これを「隠密取締出役」と呼ぶこととする。これらのことから、この「隠密取締出役」は旧幕府脱走隊探索を主任務としたものであり、従来の関東取締出役とは異なる出役と考えられている。

しかし、彼らのうち三浦乾之助・吉川要之進は多摩川を渡り、南武蔵から相模国へ進出し、新たな活動をみせるようになる。

五月二六日、「今般関東御取締出役様当村江廻村被遊候二付」として、三浦・吉川の廻村に備えた人足動員が溝口村(川崎市高津区)から触出された。三浦・吉川は溝口村で「最寄組々御呼出し、御筋筋」を嚴重に命じたといひ、世田谷村では二九日にこれについて伝達・相談のための参集を村々に呼びかけた。また、溝口村では三浦・吉川により「強賊を働き、且所々及劫盗」んだ無宿二名の吟味も行われ、二七日に二子村(川崎市高津区)地内でこの無宿一名の首を刎ねる「関東御取締出役衆盗賊御仕置」がおこなわれた。以後、彼らは五月三〇日に川井村(横浜市旭区)、六月一日に厚木町へ到着し、

厚木にしばらく逗留したのち、六月一日ころに曾屋村(秦野市)に至った。相模国で確認できる三浦乾之助・吉川要之進の活動の一つは、廻村先での取締についての指示と請書の作成である。曾屋村組合では次にみる請書が作成された。

差上申請証文之事

今般御取締御改革中之処、御廻村先江御呼出被仰渡候御趣意左二

一方今悪党共鉄炮等携蜂起致候二付、郷中組々申合 搦捕候節、手余り候ハ、炮器を以討殺候共時宜不苦間、且死骸取片付候上、其段御訴可奉申上候、尤悪党徒多人数及四集、郷中之もの手等差支候砌者急速御筋江御注進 御討手御人数御繰出、御指揮被成下置候趣奉畏候

但、組合悪者立廻り、手配方進入候砌者、不論自他を組々向々二而諸入用相営可申候

一無宿者勿論、有宿之者農事怠惰、悪事二携候もの 其所役人組合惣代より異見差加へ候而茂不取用におゐて者、御教諭相頼、本心二立戻候ハ、御歎願奉申上御差免被仰付候趣承知奉畏候

但、入用之義者都而質素節儉二心掛有宿者当人其村限り、無宿者組合村々二而相賄可申候

一盗難并胡乱之品物捨有之候ハ、其子細書面ヲ以御役所又者最寄御出役先江御訴奉申上、御貯置可奉請候

一盗賊其外都而探索向或者一件御取扱中伺之上、御差図可請品者封状二而可事足者、宿村継ヲ以御廻村先江可奉申上候

一囚人御調中其所圍入、永々御預ケ二相成候而者御時節柄異変出来仕候哉も難計、只入用筋二差響難儀仕候二付、格別御憐察被下置、急速御所置被成下候趣難有奉存候

一御用相勤候者江御印鑑御渡被遊候二付、他出之砌者所持罷越、御用弁可仕候、若印鑑無之もの者取敢申問敷候

前書被仰渡候御趣意筋、最寄大小之百姓御政道難有相守、事変之節村役人者勿論、身元之者先手二進、末々迄時合寸分無等閑兼而用意之得ものを携、近々之場所江駆付、一ト際貫通可仕候、万一御趣意向合馳セ人氣

抱り候族有之於ゐて者、御探索之上、嚴重之御沙汰可被仰付候条、逸々承知奉畏候、依之一同連印御請証文奉上候処、如件

慶応四年 小惣代

六月 名前

寄場役人

大惣代名前

関東御取締御出役

三浦乾之助様

吉川要之進様

ここには悪党の殺害・遺体処理と事後報告の許可、手におえない場合の通報と討手の派遣、悪事に携わる者の村役人・惣代による異見、改心しない時の封書での伺い、囚人の急速処置など、治安維持に関わる指示が定められている。同文の請書は川井村組合・厚木町組合・一之宮村組合でも作成されていることが確認できるので、三浦・吉川は廻村先々で同じ指示を出し、請書を作らせていたことがうかがえる。

また、彼らのもう一つの活動が、溝口村でも見られた犯罪者の捕縛と処刑である。厚木町でも「強賊」二名を捕縛、処刑したようである。

当今御一新之折柄、無宿悪党共蜂起いたし、所々及強談、又者押込金銭奪取、且百姓共之内ニも悪意ヲ取巧、愚昧之もの申欺キ、党を結ひ以之外心得違いたし候族も有之、都而大勢申合諸人難儀為及候ニ付、無宿者勿論、有宿ノものたり共農事を怠り悪事ニ携候もの者聞込次第無用捨召捕、罪之輕重ニ不抱嚴重其所御仕置被仰付候旨ヲ以、今般

関東御取締御出役

村上俊五郎様

石坂周蔵様 御組

三浦乾之助様

吉川要之進様

武州相州筋御廻村被為在候処、当月朔日より当町御止宿相成候間、不取敢最寄大小惣代江及通達、寄場役人立会、御用御賄仕候、然ル処強賊両人御召捕相成、明後七日当寄場地内ニおゐて死罪御仕置被仰付候間、組合村々小前末々迄不洩様御達可被成候、此廻状刻付ヲ以昼夜無差別御順達可被成留り御返却可被下候、以上

厚木町

辰六月五日

寄場役人印

林村 名主茂右衛門様 荻の村 武兵衛様

小惣代 同

下依知村 久右衛門様 川入村 市左衛門様

同 大惣代

八菅村 政兵衛様 三増村 新蔵様

小惣代 同

彼らは「強賊」二名の「死罪」を六月七日と予告し、組合村々への通達を命じた。また、廻村の目的を「無宿者勿論、有宿ノものたり共農事を怠り悪事ニ携候もの者聞込次第無用捨召捕、罪之輕重ニ不抱嚴重其所御仕置被仰付候旨」と明確に述べていることも注目できる。

さらに、同月、三浦乾之助は大住郡田原村(秦野市)でも詐欺犯を捕縛している。

一今般関東御取締御出役三浦乾之助様御出役被為在候処、当組合内田原村ニ於ゐて、相原村楽蔵・吉五郎外六人御召捕ニ相成、右者前書楽蔵・吉五郎兩人外ニ同意之ものも有之、元来居所不定不宜ものニ而、當時節を計り悪謀ヲ企、村々百姓借用金有之候者共江口実ニ申論候二者、我等其筋江相伺、慥成候義ニ付、右借用金引請、返済方無利足年賦ニ致可遣、尤諸入用借用金方ニ応し可差出旨ヲ以、百姓を欺キ、已ニ当最寄式拾ニヶ村申進メ、連判帳相拵、悪計ヲ以金子貪取、不恐御意所業不容易段、入御聴御召捕之上頭取兩人之義者御引立と相成申候、然ル処、組合之内右仲間江相加り申もの多く可有之候間、其御村方御役

人中より嚴重御利解御申聞被成、以来右様之場所江不立入、心得違無之様御取計可被成候、尤、此度書類不殘御取上ニ相成、仲間連印帳も有之候ニ付、万一樂蔵引合ニ可相成も難計、是又当人共江御申聞置可被成候、且又右樂蔵同意同惡之本人相州相原村玉吉并啓蔵兩人逃去り候ニ付、尋方嚴重被仰付候間、若立廻り候ハ、当寄場江急速御沙汰可被成候、扱又方今之時節、御取締向も行届キ申間敷候と相心得、時世ニ随ひ、人氣荒ニ相成、自然農業ヲ懈、奕等ニ携り、又者聊之廉を付込多人數申合、金子貪候様子、或者手踊杯と唱、芝居之間似等、都而人寄ケ間敷義無之様急度申渡、一際御取締向合立可申と被仰渡候間、此段小前未々迄御申渡可被成候、殊ニ是迄之御取締向と者別段、万一心得違之者有之候節者何様之御所置ニ可相成共難計候間、此後追々御触達之条許違失無之様御取計可被成候、以上

曾屋村

寄場役人

大小惣代

辰六月

三浦が捕縛した相原村(町田市)樂蔵ら六人は、公的裏付けがあるように装い借金がある者に借金を「無利足年賦」にすると騙して手数料をとっていたという。すでに周辺三二か村に勧誘し、「仲間連印帳」も作っていることから、連鎖販売的な側面をもった詐欺犯罪であったことがうかがえる。曾屋村組合では「組合之内右仲間江相加り申もの多」いたため各村での村役人による教諭を求めている。また、三浦は逃亡した共犯者二名の探索を命じるとともに、「方今之時節御取締向も行届キ申間敷」と心得て人氣が荒くなり、農業を怠り、博奕に携わり、金子を貪るようになっていると咎め、手踊り・芝居など人寄せがましきことの禁止を申し渡した。廻村により犯罪から風紀まで取り締まる三浦の活動は、まさに四月に相模国村々が渴望した関東取締出役の活動そのものであり、地域にとって三浦らは関東取締出役そのものと受け止められたと考えられる。

それでは、一方で「隠密取締出役」と呼ばれながら「関東取締出役」を名乗る彼らは何者であったのだろうか。彼らは「会計便覧」にも名前が

見えず勘定所関係者ではないと思われる。ただ、彼らが村上俊五郎・石坂周蔵の「御組」または「御附屬」と記されていることは注目される。村上・石坂はともに元浪士組隊士で、清川八郎暗殺後に捕縛され、慶応四年三月に山岡鉄舟と勝海舟の計らいにより出獄した人物である。特に石坂は閏四月下旬に勝の意向を受けて山岡とともに御殿場村(御殿場市)・黒駒村(笛吹市)で遊撃隊の説諭にあたったが、その際「市中取締頭取関八州取締頭取兼帯」の肩書を名乗っていた。この肩書は江戸府内の治安と旧幕臣の暴走への懸念から勝が石坂にあたらせた旧幕府組織の役職と思われる。また、五月三日に三浦と矢沢が蔵敷村名主左衛門に語った次の言葉からは「隠密取締出役」の成り立ちがうかがえる。

此度田安大納言様若君亀之助当年五才之処八歳之書上ニ而徳川家御相統被仰付候ニ付、御旗本御下人衆御附屬ニ相成、是迄通り御扶持方被下置候間、脱走不殘御引上ケ相成、下谷七曲り佐竹侯之中屋敷江江戸市中関東在々御取締御役所相建、上野宮様より会計方江被仰付御賄被下、御支配若年寄勝安房殿より被仰付候由

若年寄

安房守

大目付御頭

山岡鉄太郎

大目付御頭

石坂周蔵

同

村上信五郎

右役々御取締御出役之御掛り之由被申聞候

これによれば、彼らは閏四月二五日の田安亀之助の徳川家相統決定を機に編成されたこと、下谷七曲佐竹中屋敷に設けられた「関東在々御取締役所」を拠点としたこと、勝海舟のもと石坂周造らの配下として編成された旧幕府組織であったことがうかがえる。ただ、石坂は田安亀之助の徳川家相統以前から「市中取締頭取関八州取締頭取兼帯」を名乗っていたので、前身組織があった可能性もある。この「隠密取締出役」とも呼ばれた「関東取締出役」は、当初は旧幕臣の取り込みと脱走隊や逃走する旧幕臣らの鎮撫・探索を目的としたが、その後、南武蔵・相模において従来の関東取締出役と同様の治安維持活動を主目的とするようになったと思われる。相模国での活動は六月中旬まで確認できる。

4 「関東取締出役」の終焉

中井軍監殺害・三雲軍監逃走後、軍監は安永又吉に交代した。七月、安永は伊豆・相模両国を支配する豆相軍監として村方取締を布達した。その中に次の条文がある。

一 関東取締方附属杯と申、村方二入込候者、仮令 大総督之命を受たる由申聞候共、小田原出張軍監局方之導引無之候ハ、取敢申間敷候、禁令触達之旨を申聞、其所二留置、軍監局江可相伺候、自然逃戻り候体之儀有之ニおゐて者、召捕差出可申候事⁶⁵

ここでは軍監局の「導引」のない「関東取締方附属杯と申」す者の留置・捕縛が命じられている。ここから当時、「関東取締出役」を騙る者が存在した可能性と、軍監局の「導引」のある「関東取締方附属杯と申」す者が存在したことがうかがえる。軍監局の「導引」のある「関東取締方附属杯と申」す者とは、時期的にみておそらく「隠密取締出役」のことであろう。ただ、「隠密取締出役」であっても軍監局の「導引」がなければその活動は否定されたことは注目できる。

また、八月には神奈川府による取締が触れ出された。

神奈川府最寄東者六郷川、西者酒匂川を限り、南北者道経拾里を限り神奈川府より取締として巡邏為致候警衛隊之もの者別紙之袖印相用ひ候間、其旨相心得、肥後藩人数巡邏之ものと同様着し、賊徒共立廻り候ハ、警衛隊巡邏先江及注進、可請差図候、

右之通申渡候間、其旨相心得、右郡内村々江其最寄宿方并二親村等よりも早々及通達候様可致候、此廻状早々順達、留り方可相返もの也

辰八月三日 神奈川府

裁判所御印⁶⁶

神奈川から最寄一〇里内の神奈川府管轄下では警衛隊が巡邏して取締を行うとされた。また、同月に韮山県も取締を触れ出し、その中に次の条文が

ある。

一 相州之内是迄関東取締より取扱候分、韮山知県事江川太郎左衛門方取締いたし、監察安永又吉儀、右差配可致旨被仰付、小田原江出張、諸事取扱二相成候、仍而韮山附属之内方も小田原相詰候条、知県事与監察別々二而無之、一局与可相心得事⁶⁷

相州の「関東取締より取扱候分」は、韮山知県事江川太郎左衛門が行い、安永監察が差配するとしている。ここでの「関東取締」とは、旧来の関東取締出役や慶応四年に出現した様々な「関東取締出役」を指していると思われるが、ここにおいてそれら「関東取締出役」的存在は否定されたといえる。

おわりに

維新期の相模国における「関東取締出役」をめぐる状況と経緯をまとめ、それらが出現した背景を考察したい。

開港期以降、「別段取締」体制^{II}見張番屋体制の成立により、関東取締出役の活動は治安維持の意味を強くし、慶応三年（一八六七）六月の見張番屋廃止後も、緊急時の対応などにおいて「別段取締」の意識は続いた。

かかる状況下で慶応三年一二月に発生した薩摩藩邸焼き討ち事件、翌年一月の鳥羽伏見の戦いにより、関東取締出役は渡船場での見張所設置などを指示し、「別段取締」体制を復活させ、薩長を批判する高札の設置を指示するなど、新政府勢力への警戒と対決の姿勢を強めていった。しかし、二月に徳川慶喜が恭順・謹慎姿勢を明らかにすると、関東取締出役は薩長批判の高札の撤去を指示し、以後、相模国において彼らの活動は見られなくなる。彼らは謹慎していると噂された。ここに関東取締出役は事実上廃止されたといえる。

一方、その間の地域の治安状況は、二月上旬までは討幕派勢力やそれらを騙る者の乱暴、それ以降は旧幕府勢力とそれを騙る者への懸念が加わるなど、政治状況に応じて不安な状況にあり、江戸開城後も政治的混乱・権力空白に乗じた強盗・殺人など治安悪化の激化がみられ、地域は「恐怖」の渦中にあ

った。

かかる治安問題の解決のため、個別の村、または村々の連合により新政府軍へ出役の廻村などの取締を求める歎願がおこなわれた。これに対して個別の事件を取締対象とする臨時・非越境の元「関東取締出役」が派遣されたが、村々は常時・広域の活動を行う従来の「関東取締出役」の復活を求めた。これにより、閏四月には常時・広域の活動を行う「関東取締出役」が元出役を人材として復活した。しかし、理由は不明だが、この「関東取締出役」は五月には廃止され、村々は新たな取締を新政府軍に改めて要求した。その結果、五月十八日に小田原に派遣された軍監中井範五郎・三雲為一郎による「取締方」が決定した。しかし、二〇日に中井が殺害され、三雲が小田原から逃走したことで軍監による取締は破綻した。

この後、六月には「隠密取締出役」と呼ばれる「関東取締出役」が相模国に現れる。これは勝海舟のもと石坂周造を頭取とする旧幕府組織と考えられ、五月上旬に多摩地方で仁義隊などの旧幕府脱走隊・脱走旧幕臣の鎮撫・探索をおこなっていた。しかし、五月下旬から六月中旬にかけて南武蔵・相模へ進出して廻村をおこない、盗賊の処刑や犯罪者の捕縛、教諭など治安維持活動に従事した。

しかし、七月に豆相軍監の「導引」のない「関東取締出役」が否定され、八月に神奈川県管下での警衛隊による廻村、葦山知県事による相州取締が触れ出されたことで、「関東取締出役」的な存在は終焉した。

以上の「関東取締出役」は、管見の限り相模国および南武蔵でしか確認できず、「関東」と名乗るものの実質的には相模国を中心とした地域の「取締出役」であったと思われる。それではなぜ、相模国においてかかる「関東取締出役」が出現したのであるか。

まず契機となったのは、深刻な治安悪化に悩み「関東取締出役」を渴望する相模国住民が展開した、新政府軍への出願運動であった。この背景には相模国における治安悪化の激化という事態とともに、「別段取締」体制と、荻野山中陣屋焼き討ち事件・薩邸焼き討ち事件の経験があったと考えられる。とりわけ慶応三年一二月の両事件では関東取締出役が地域に警戒を呼びかけ、農兵の動員や組合村との情報共有・協力など広域治安連携が図られ、擾乱の

拡大抑止・治安維持に成果をみせていた。すなわち、かかる治安維持の実績が相模国における「関東取締出役」の高い威信と、廃止されてもなお渴望される「関東取締出役」への強いニーズを生んだと思われる。ここに常時・広域に取締・廻村をおこなう「関東取締出役」の復活を求めて、相模国村々が旧代官をも巻き込み連携して歎願を繰り返した所以が指摘できよう。また、相模国における「関東取締出役」の復活は、かかる住民運動の成果と評価できよう。

一方、新政府軍や旧幕府組織にとって「関東取締出役」の復活には、脱走幕臣の鎮撫・探索と治安維持とのリンクや、地域に入り込み治安維持と引き換えに住民の協力を引き出す意味があったと考えられる。そこで廃止されたはずの「関東取締出役」の役名を名乗らせたのには、地域における「関東取締出役」への渴望や「関東取締出役」の威信を利用することで、地域の協力・心服を得る期待があったと思われる。

なお、当初脱走隊の探索・鎮撫を任務としていたと考えられる「隠密取締出役」は、相模国では地域治安維持を担う「関東取締出役」同様の意味を期待され、実際に治安維持機能を果たしていたと評価できる。勝海舟が旧幕府関係者がその主体となったことには、勝らにとっては慶喜恭順の実をあげる意味、新政府にとっては戦争に注力して江戸府内の治安維持すらもおぼつかない状況のなかで旧幕府関係者に地域の治安維持を任せざるをえない事情があったと思われる。慶応四年六月に三浦・吉川が各寄場組合に作らせた治安維持に関する指示の請書には「大総督府様 田安様両御下知を以て関東御取締御出役様へ被 仰付候趣」と説明されており、新政府・旧幕府の思惑の合致がうかがえる。ただ、その実態や目的についてはさらなる検討が必要である。

- ① 中根賢「薩邸浪士隊の関東擾乱工作と地域の対応―幕末期の広域治安連携―」(小田原近世史研究会編『近世南関東地域史論―駿豆相の視点から』岩田書院、二〇一二年)・同「幕末期の浪士徘徊と広域治安連携―薩摩藩邸焼き討ち事件後の武蔵・相模―」(関東近世史研究会編『関東近世史研究論集3 幕政・藩政』岩田書院、二〇一二年)。
- ② 牛米努「幕末期の取締出役」(関東取締出役研究会編『関東取締出役 シンポジウムの記録』岩田書院、二〇一五年)。なお、清田敏秀「慶応4年・相州における取締組合の動向」(『上越社会研究』三号、一九八八年)は、維新时期相州の取締組合の治安維持に向けた動向を紹介し、本稿で触れる相州村々の取締の出願も取り上げるが、これにより出役が「廻村された形跡はなく」としており、「関東取締出役」の活動には触れていない。
- ③ 森安彦「幕藩制国家の基礎構造―村落構造の展開と農民闘争―」(吉川弘文館、1981年)・吉岡孝「関東取締出役成立についての再検討」(『日本歴史』六三二号、二〇〇〇年)・桜井昭男「関東取締出役と改革組合村」(藤田覚編『幕藩制改革の展開』山川出版社、二〇〇一年)・同「文政・天保期の関東取締出役」(『関東取締出役研究会編』『関東取締出役』二〇〇五年、岩田書院)など。
- ④ 大口勇次郎「天保七年『旧弊改革』と関東取締出役」(『信濃』四五九号、一九八八年)。
- ⑤ 神奈川県民部県史編集室「神奈川県史 資料編10 近世(7)」(神奈川県、一九七八年)No.四四〇。
- ⑥ 横山伊徳「横浜十里四方遊歩問題と改革組合村」(尾藤正英先生還暦記念会編『日本近世史論叢 下巻』吉川弘文館、一九八四年)・小松修「幕末横浜在留外国人遊歩地と見張番屋」(『史叢』三二輯、一九八三年)・同「幕末期横浜周辺の取締について」(村上直編『論集関東近世史の研究』名著出版、一九八四年)・同「関東取締出役と情報収集」(『神奈川県立公文書館紀要』五号、二〇〇四年)・岩橋清美「横浜遊歩地域における見張番屋と組合村」(『法政史学』一七号、一九八九年)・佐藤隆一「幕末の関東取締について」(『三浦古文化』五四号、一九九四年)・前掲註(2)「牛米論文など」。
- ⑦ 拙稿「万延元年関東取締出役の相模湾津留留政策」(『平塚市博物館研究報告 自然と文化』三七号、二〇一四年)。
- ⑧ 前掲註(3) 吉岡論文・児玉憲治「近世後期における関東取締行政の展開 化政・天保期を中心に」(『関東近世史研究』八〇号、二〇一七年)。
- ⑨ 前掲註(6) 小松修「幕末期横浜周辺の取締について」。
- ⑩ 『藤間柳庵「年中公触録」 茅ヶ崎市史料集二』(茅ヶ崎市、一九九九年)No.二八二。
- ⑪ 前掲註(1) 中根諸論文。
- ⑫ 東京都編『都史紀要2 市中取締沿革 明治初年の警察』(東京都、一九五四年)。
- ⑬ 石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成 第二巻』(岩波書店、一九九二年)No.一七三三。
- ⑭ 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託養島家文書No.一六八。
- ⑮ なお、日野宿組合では、正月二日に関東取締出役により「今般京都表事件三付、取締筋兼而触達置候趣を以」として、河川の作場渡し禁止が再合されている(『神奈川県史 資料編10 近世(7)』No.五四九)。
- ⑯ 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託養島家文書No.一六八。
- ⑰ 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託養島家文書No.一六八。
- ⑱ 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託養島家文書No.一六八。
- ⑲ 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託養島家文書No.一六八。
- ⑳ 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託養島家文書No.一六八。
- ㉑ 寒川町編『寒川町史3 史料編近世(3)』(寒川町、一九九五年)No.二二八。
- ㉒ 埼玉県編『新編埼玉県史 資料編17 近世8 領主』(埼玉県、一九八五年)No.三五八。
- ㉓ 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託養島家文書No.一六八。
- ㉔ 前掲註(1) 中根賢「薩邸浪士隊の関東擾乱工作と地域の対応―幕末期の広域治安連携―」。
- ㉕ 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託養島家文書No.一六八。
- ㉖ 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託養島家文書No.一六八。
- ㉗ 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託養島家文書No.一六八。
- ㉘ 松尾正人「多摩の戊辰戦争―仁義隊を中心に―」(松尾正人編『近代日本の形成と地域社会―多摩の政治と文化』岩田書院、二〇〇六年)。
- ㉙ 『寒川町史3 史料編近世(3)』No.二二八。たとえば、藤沢宿寄場組合の御用留には正月二四日の西俣野村(藤沢市)での「押込」、二月九日の東俣野村(横浜市戸塚区)での「盗賊」、同日の西俣野村での「水戸浪人」を名乗る者の声高での歩行、同日同村での面体を隠した者の「押入」、二月二〇日の茅ヶ崎村(茅ヶ崎市)での「夜盗」が記録されている(藤岡修「相州藤沢宿外五拾老村組合取締御改革御用留」慶応三年御用留)。「藤沢市史研究」一八号、一九八五年)。
- ㉚ 『寒川町史3 史料編近世(3)』No.二二八。
- ㉛ 『寒川町史3 史料編近世(3)』No.二二八。
- ㉜ 『寒川町史3 史料編近世(3)』No.二二八。なお、栗原村弥市は慶応四年二月二四日、「押込三而三千両」を奪われ、三月六日にも「押込」が入っていた(金子重兵衛日記(抜粋)「海老名市市編」海老名市史叢書4 大島正健「生涯の軌跡」一九九六年)。
- ㉝ 前掲註(2) 牛米論文。
- ㉞ 『寒川町史3 史料編近世(3)』No.二二八。
- ㉟ 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託養島家文書No.一六八。
- ㊱ 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託養島家文書No.一六八。
- ㊲ 『藤間柳庵「年中公触録」 茅ヶ崎市史料集二』No.二八八。
- ㊳ 『寒川町史3 史料編近世(3)』No.二二八。
- ㊴ 『寒川町史3 史料編近世(3)』No.二二八。
- ㊵ 『寒川町史3 史料編近世(3)』No.二二八。
- ㊶ 『寒川町史3 史料編近世(3)』No.二二八。

(42) 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託蓑島家文書No.一六八。
(43) 手中正・小沢朝江編『明王太郎日記』上 宮大工が見た幕末維新(東海大学出版部、二〇一七年)三三八頁。

(44) 『明王太郎日記』上 宮大工が見た幕末維新三四四頁。

(45) 伊勢原市教育委員会社会教育課編『伊勢原市文化財調査報告書第八集 上粕屋村鶴川隆家文書―幕末明治初期の御用留・御触書』(伊勢原市教育委員会、一九八五年)四三〇～四四頁。

(46) 太政官編『復古記 第九冊』(内外書籍、一九二九年)八三九頁。

(47) 『寒川町史3 史料編近世(3)』No.二二九。

(48) 『日野宿叢書第七冊 日野宿関係論考二 日野宿関係史料集三』(日野市、二〇〇八年)九一頁。

(49) 伊藤好一監修『里正日誌 第十卷』(東大和市立郷土博物館、一九九六年)No.六七～六九。

(50) 前掲註(2) 牛米論文。

(51) 慶応四年「御用留」(神奈川県史写真製本「中山清氏所蔵資料5」神奈川県立公文書館所蔵)。

(52) 慶応四年正月「御用状留記」No.一二六(世田谷区立郷土資料館編『世田谷区史料叢書第九卷』世田谷区教育委員会、一九九四年)。

(53) 『世田谷区史料 第六集』(東京都世田谷区、一九七五年)四三二頁。

(54) 慶応四年「御用留」(武蔵国都筑郡二俣川村善部和田家文書、神奈川県立公文書館寄託)。

(55) 慶応四年「御用留」(相模国愛甲郡田代村大矢家文書、神奈川県立公文書館寄託)・慶応四年「御用留」(相模国愛甲郡上萩野村岸家文書、神奈川県立公文書館寄託)。

(56) 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託蓑島家文書No.一六八。

(57) 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託蓑島家文書No.一六八。

(58) 慶応四年「御用留」(神奈川県立公文書館寄託相模国愛甲郡上萩野村岸家文書)・慶応四年「御用留」(神奈川県立公文書館寄託武蔵国都筑郡二俣川村善部和田家文書)・藤間柳庵「年中公触録」茅ヶ崎市史料集二」No.二九二。

(59) 慶応四年「御用留」(相模国愛甲郡田代村大矢家文書、神奈川県立公文書館寄託)。

(60) 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託蓑島家文書No.一六八。なお、『秦野市史 第三巻近世史料2』(秦野市、一九八三年)No.二六一にも同内容の史料が掲載されている。

(61) 慶応四年「御用留」(相模国愛甲郡上萩野村岸家文書、神奈川県立公文書館寄託)。

(62) 『復古記 第九冊』八七二頁・柿沼柳作筆記『石坂翁小伝』(一九〇〇年)・宮崎十三八・安岡昭男編『幕末維新人名事典』(新人物往来社、一九九四年)・新人物往来社編『新選組大事典』(新人物往来社、一九九九年)。

(63) 『里正日誌 第十卷』No.六七。

(64) 「関東在々御取締御役所」は番町にもあり、七曲は「本宮」とされていたようである。村上俊五郎は番町におり「当役所におおてハ今以出役致候儀は承知不致」と述べていることから、村上は実際には「隠密関東取締出役」に関与していなかった可能性がある。

る(世田谷区史料 第六集)四三二～四三三頁。

(65) 『神奈川県史 資料編10近世(7)』No.五六六。

(66) 『神奈川県史 資料編10近世(7)』No.五六九。

(67) 『寒川町史3 史料編近世(3)』No.二三四。

(68) 前掲註(1) 中根諸論文。

(69) 『藤間柳庵「年中公触録」茅ヶ崎市史料集二』No.二九二。